

令和3年10月1日の料金統一に向けて
上下水道の従量料金を改定します



市HP関連ページ

上下水道料金改定のお知らせ

■料金の統一について

上下水道料金の内、基本料金は平成30年4月までに統一を行いました。従量料金は合併前の各地域で異なっていますが、令和3年10月までに統一します。

■新型コロナウイルス感染症対策について

従量料金を統一するため、令和2年10月から令和3年9月までは激変緩和期間とする予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、料金が上がる地域については令和3年9月までは現行料金のまま改定しないこととなりました。

■10月からの料金（一般用）について

令和2年10月使用分からの改定は、統一に向けて料金が下がる地域について実施します。新しい料金は以下のとおりです。

○基本料金 平成30年度までに統一済みです。（現行どおり）

○従量料金 ※従量料金とは、基本水量（～10㎡）を超えた1㎡当たりの単価（税抜き）です

地域	水道従量料金			下水道従量料金	
	種別	旧料金	新料金	旧料金	新料金
村上	全て	現行どおり		現行どおり	
荒川	全て	現行どおり		180円/㎡	167円/㎡
神林	20㎡まで	160円/㎡	140円/㎡	200円/㎡	167円/㎡
	50㎡まで	170円/㎡			
	51㎡以上	180円/㎡			
朝日	全て	185円/㎡	140円/㎡	現行どおり	
山北	Φ20mmまで	現行どおり		現行どおり	
	Φ30mmまで	130円/㎡	127円/㎡		
	Φ150mmまで	150円/㎡			

※山北地域はメーター口径別の料金体系です

※詳しい料金の内容については、市ホームページをご覧くださいか上下水道課業務室までお問い合わせください

■新料金の請求時期について

隔月検針地域の令和2年10月使用分は、令和2年12月に請求となります。

毎月検針地域は、令和2年11月に請求となります。

●問い合わせ 上下水道課業務室 ☎66-6190

